

平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会
第2回 障害者施設部会 議事録（千葉市療育センター・大宮学園・桜木園）

1 日時：平成22年11月12日（金）午後6時～午後8時30分

2 場所：千葉市療育センター3階 会議室

3 出席者：

（1）委員

西尾孝司部会長、近藤一夫副部会長、高橋和久委員、田島昇委員、松下やえ子委員

（2）事務局

生田保健福祉局次長、鎗田保健福祉総務課長、湯川保健福祉総務課長補佐、大木障害企画課長、柏原障害企画課長補佐

4 議題：

（1）会議の公開等について

（2）対象施設の概要について

（3）申請団体の事業計画について

（4）今後の予定について

5 議事の概要：

（1）会議の公開等について

会議の公開・非公開の扱いについては、議題内容から、公開とした。

（2）対象施設の概要について

千葉市療育センター、大宮学園及び桜木園各施設の概要等について事務局から説明があり、その後、千葉市療育センターの視察を行った。

（3）申請団体の事業計画について

千葉市療育センター、大宮学園及び桜木園に係る申請団体からの事業計画等について、それぞれの指定管理者管理運営の基準、事業計画書及び指定管理者評価シート等により、事務局から説明があり、管理運営の基準等に照らし、審査した。

（4）今後の予定について

指定管理予定候補者選定に係る今後のスケジュールについて、事務局から説明があった。

6 会議の経過：

○湯川保健福祉総務課長補佐 定刻でございますので、ただいまから会議を開会させていただきます。

私、本日の司会のほうを務めさせていただきます、保健福祉総務課の湯川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、資料のほうをご確認させていただきます。お手元に、次第と席次表、あと資料が本日大変大量でございますが1から資料8まで、参考資料のほうをお配りしてございます。資料のほうお揃いかどうか、ご確認ください。もし不足がございましたら、事務局のほうまでお申し出ください。

また、本日の会議でございますが、市の情報公開条例に基づきまして公開されておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の会議の成立につきましてご報告いたします。本日、委員の皆様全員ご出

席でございますので、条例に基づきまして会議が成立しております。

それでは、初めに生田保健福祉局次長より、ごあいさつ申し上げます。次長、よろしく願います。

○生田保健福祉局次長 どうも皆さん、こんばんは。生田でございます。毎回毎回、夜の会議になってしまって申しわけございません。本日、第2回の会議になってございますけれども、今回は非公募の施設ということになってございます。療育センター、それから大宮学園、それから桜木園、そちらの施設について管理をさせる団体から事業計画が上がってきておりますので、その内容についてご審議をいただくということとなっております。毎回でございますけれども、皆様それぞれのお立場から内容についてご検討いただきまして、ご意見をいただくということとなっております。また資料も大部にはなっておりますけれども、どうぞ円滑な進行をよろしく願いしたいと思います。よろしく願います。

○湯川保健福祉総務課長補佐 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

西尾部会長、どうぞよろしく願います。

○部会長 それでは、ただいまから平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、第2回障害者施設部会を開会いたします。

それでは、議題（1）会議の公開等についてに入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

○鎗田保健福祉総務課長 どうもこんばんは。保健福祉総務課、鎗田と申します。

それでは、私のほうからご説明させていただきます。本日、お手元には資料はございませんけれども、審議会等の会議は、先ほどちょっとありましたように、情報公開条例の規定より原則公開となっております。

それで、また本日のこの部会の議題内容について見ましても、事業者からの事業計画書、そういうものが中心になるわけですが、その中で見ても非公開とすべき事項は見当たりません。そういうことで、すべて公開とする扱いとすることをご提案するものでございます。よろしく願います。

○部会長 ただいまの事務局からの説明に対して、何かご質問等ございますか。

（発言なし）

○部会長 ご発言なければ、議題（1）の会議の公開等については事務局の説明どおりということにいたします。

議題の（2）ですが、対象施設の概要についてに入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

○大木障害企画課長 障害企画課の大木です。

それでは、議題の（2）対象施設の概要について、ご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、お手元の資料2、千葉市療育センター等の概要をごらんください。対象となります施設は、3施設でございます。1枚目は療育センター、2枚目は大宮学園、桜木園の概要となっております。なお、現在の指定管理者は、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団となっております。

まず1枚目、I、千葉市療育センターの概要についてご説明いたします。療育センターは、昭和56年6月1日に開設されました。所在地は、美浜区高浜4丁目8番3号、構造は鉄筋コ

ンクリート造り3階建て、建物面積は5,652.69平方メートル、敷地面積は5,880平方メートルでございます。駐車場は、敷地外の賃貸しているスペースも含め、44台分でございます。

次に、2、療育センター内施設の概要についてご説明いたします。療育センターは、心身障害児総合通園センター、いずみの家、ふれあいの家と大きく三つの施設で構成されており、そのうち総合通園センターは、さらに三つの施設で構成されております。

まず、療育相談所ですが、障害があると思われる児童の診断、検査、評価を行い、その障害の原因や程度等を明らかにし、適切な療育、指導を行う施設です。療育相談所は診療所の許可を受けた施設であり、エックス線検査室等のさまざまな検査室があり、本市における障害児の早期発見、早期療育の中核を担っている施設でございます。面積は702.47平方メートル、療育センターの1階でございます。

次に、やまびこルーム、施設種別は難聴幼児通園施設でございます。就学前までの難聴児を通わせて、自立して生活していくために必要な指導及び援助を行う施設で、定員は30人です。面積は114.48平方メートル、療育センターの2階でございます。なお、送迎に当たってはマイクロバスを運行しております。

次に、すぎのこルームですが、施設種別は肢体不自由児通園施設及び障害福祉サービス事業所となっております。肢体不自由児通園施設の施設支援では、就学前までの肢体不自由児を通わせて治療するとともに、自立して生活していくために必要な知識、技能の習得を行っており、定員は30人です。また、日中一時支援では、昼間、一時的に見守り等の支援が必要な小学校3年生までの肢体不自由児に対して活動の場を提供しており、定員は1人でございます。児童デイサービスでは、就学前までの障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行っており、定員は10人でございます。これらの三つのサービスを提供しており、理学療法室、機能訓練室兼プレイルーム、保育室等の諸室があり、面積は772.77平方メートルで、療育センターの1階でございます。なお、送迎に当たってはマイクロバスを運行しております。

次に、いずみの家ですが、施設種別は知的障害者通所授産施設ですが、平成23年度からは障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所に移行して、就労移行支援及び就労継続支援B型のサービスとともに、日中一時支援事業を行うことになっております。

ごらんの図の上、3、支援体制の変更をごらんください。先日、ご説明しました亥鼻・鎌取福祉作業所と同様に、指定管理者の更新に合わせて支援体制を変更し、これまでの通所授産施設、定員50人から、就労移行支援は定員6人、就労継続支援B型は定員34人といたします。なお、日中一時支援は、今後も15歳以上の知的障害児・者を対象に、定員3人で実施してまいります。面積は750.15平方メートル、療育センターの2階でございます。なお、授産製品の納入用のトラックを配備しております。

最後に、ふれあいの家ですが、施設種別は身体障害者福祉センターとなっております。障害者手帳所持者、障害者団体、福祉ボランティア団体等が社会との交流の促進、レクリエーションなどを行う場として設置しており、図書室、録音室、体育室、作業訓練室、ADL室などの諸室があり、面積は1,207.17平方メートルで、療育センターの3階でございます。なお、福祉バスの貸出事業の実施に当たり大型バスが、また福祉カーの貸出事業の実施に当たりワゴン車が1台ずつございます。なお、使用時間につきましては、全施設共通で午前9時から午後

5時15分まで、休館日は心身障害児総合通園センター及びいずみの家が、日曜、土曜、休日及び年末年始です。また、ふれあいの家は、月曜、休日及び年末年始です。

療育センターについては、以上でございます。

1枚めくっていただきまして、Ⅱ、千葉市大宮学園、施設の概要について、ご説明いたします。

大宮学園は、昭和43年6月1日に開設されました。なお、平成16年4月に建てかえを行いまして、再オープンをしております。所在地は若葉区大宮町3816番地の1、構造は鉄筋コンクリート造り2階建て、建物面積は1,981.70平方メートル、敷地面積は5,700平方メートルでございます。駐車場は30台でございます。

次に、2、大宮学園内施設の概要についてご説明いたします。大宮学園は、ひまわりルーム、たけのこルームの2施設で構成されております。

ひまわりルームの施設種別は、知的障害児通園施設で、施設支援として、3歳から就学前までの知的障害児を通わせて保護するとともに、自立して生活していくために必要な知識、技能の習得を行っており、定員は40人です。また、日中一時支援では、昼間、一時的に見守り等の支援が必要な3歳から小学校3年生までの知的障害児に対し、活動の場を提供しており、定員は1人でございます。主な設備として、指導室、遊戯室等の諸室があり、面積は430.20平方メートルでございます。なお、送迎に当たってはマイクロバスを運行しております。

次に、たけのこルームです。施設種別は、肢体不自由児通園施設及び障害福祉サービス事業所となっております。肢体不自由児通園施設の施設支援では、就学前までの肢体不自由児を通わせて、治療するとともに、自立して生活していくために必要な知識、技能の習得を行っており、定員は20人でございます。また、日中一時支援では、昼間、一時的に見守り等の支援が必要な小学校3年生までの肢体不自由児に対し、活動の場を提供しており、定員は1人でございます。児童デイサービスでは、就学前までの障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行っており、定員は10人でございます。主な設備として、訓練室、遊戯室、理学療法室、作業療法室等の諸室があり、面積は380.40平方メートルでございます。なお、送迎に当たってはマイクロバスを運行しております。使用時間につきましては、両施設ともに午前9時から午後5時15分まで、休館日は、日曜、土曜、休日及び年末年始です。

大宮学園については、以上でございます。

次に、Ⅲ、千葉市桜木園、施設の概要について、ご説明いたします。2枚目の右側でございます。

桜木園は、昭和46年8月1日に開設されました。なお、平成18年4月に建てかえを行い、再オープンしております。所在地は若葉区桜木8丁目31番15号、構造は鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り2階建て、建物面積は4,043.71平方メートル、敷地面積は7,014.13平方メートルでございます。駐車場は23台分がございます。

次に、2、桜木園施設の概要について、ご説明いたします。桜木園は、重症心身障害児施設及び障害福祉サービス事業所の施設で構成されております。重症心身障害児施設の施設支援では、重症心身障害児等を入所させて治療及び日常生活の指導等を行っており、定員は50人でございます。続いて、通園では、在宅の重症心身障害児等を通して、訓練や指導等を行っており、定員は15人でございます。また、障害児等療育支援では、在宅の障害児等の家庭を訪

問し、指導、助言等を行っており、さらに、日中一時支援では、昼間、一時的に見守り等の支援が必要な身体、又は知的障害児・者に対し、活動の場を提供しており、定員は短期入所と合わせて5人となっております。短期入所では、居宅で介護を行う者が一時的に介護ができなくなった場合等に身体、又は知的障害児・者を預かっております。主な設備として、療育室を中心とした入所施設としての諸室、診察室、エックス線室など病院としての諸室があり、面積は4,043.71平方メートルでございます。使用時間や休館日については、通園を除き、年中無休、24時間体制となっております。なお、通園の使用時間は、午前9時から午後5時15分まで、休館日は日曜、土曜、休日及び年末年始となっております、送迎に当たってはマイクロバスを運行しております。

説明は、以上でございます。

○**部会長** ありがとうございます。

次に、事務局のほうで施設の視察を用意しておりますので、これから施設内をごらんいただきたいと思っております。

なお、ご質問等は視察をしながら担当の職員にお聞きいただくか、視察の後にも質問する場を設けますので、よろしく願いいたします。

○**大木障害企画課長** それでは、施設の視察にご案内いたします。

(視 察)

○**部会長** お疲れさまでした。施設に関しまして、何かご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○**委員** 非常に立派な施設で驚いたというか、立派だったと思うんですが、作業室ですね。皆さん、これは職員の方も委員の方も、物が廊下に置いてあるというのは、何か収納スペースがあるといいですね。ダンボールが危ない感じがしたんで。

○**大木障害企画課長** それは、あの場でお話をお伺いしましたので、消防の関係もございまして施設と相談して。一応、外には収納スペースがあるのですけれども、そこは直接施設の方に申し立てしたいと思っております。

○**部会長** ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(発言なし)

○**部会長** 以上で、議題(2)の対象施設の概要についてを終了させていただきます。

続きまして、議題の(3)申請団体の事業計画についてに移りたいと思っております。

なお、本件につきましては、施設ごとに施設規模、事業内容等も異なりますことから、施設ごとにご説明をいただいて、それぞれ質疑応答を行いたいと思っておりますので、よろしく願いします。

では、まず千葉市療育センターについて、事務局より説明をお願いします。

○**大木障害企画課長** それでは、議題の(3)申請団体の事業計画について、ご説明いたします。

まず、療育センターについてですが、市が指定管理者に求める基準について、ご説明いたします。

それでは、お手元の資料3-1、千葉市療育センターの指定管理に係る管理運営の基準及び様式集をごらんください。

本センターの管理運営の基準は、1、趣旨から、13、その他まで、13項目で構成されて

おります。なお、1、趣旨から、5、使用の条件までは、先ほどご説明いたしました施設の概要とほぼ同様ですので、説明を割愛させていただき、6 ページ、6、事業実施から、主な内容について説明をさせていただきます。

(1) の事業実施の基本方針及び事業内容ですが、療育センターを構成する施設ごとに、指定管理者が従う基本方針を示すとともに、実施事業について規定しております。

まず、ア、療育相談所です。基本方針として、記載のとおり3項目を示すとともに、実施事業として、相談、小児科や整形外科等の診療、検査・評価、療育の4事業を行うこととしております。

次に、7 ページ、イ、やまびこルームです。基本方針として、記載のとおり7項目を示すとともに、実施事業として、内容及び手続の説明及び同意、施設支援計画の作成等、指導・訓練、食事、社会生活上の便宜の供与及び家族との連携、健康管理、送迎の7事業を行うこととしております。

次に、ウ、すぎのこルームです。なお、すぎのこルームでは、肢体不自由児通園施設支援、児童デイサービス、日中一時支援の日中預かり型を実施していることから、それぞれの事業について、基本方針及び実施事業について規定しております。

肢体不自由児通園施設支援の基本方針として、記載のとおり6項目を示すとともに、実施事業として、内容及び手続の説明及び同意、施設支援計画の作成等、指導・訓練、食事、社会生活上の便宜の供与及び家族との連携、健康管理、送迎の7事業を行うこととしております。

8 ページでございます。児童デイサービスの基本方針としまして、記載のとおり4項目を示すとともに、実施事業として、内容及び手続の説明及び同意、支援計画の作成、支援の提供、食事の4事業を行うこととしております。

9 ページでございます。日中一時支援事業では、記載のとおり基本方針を示すとともに、実施事業として、内容及び手続の説明及び同意、支援の提供、食事、健康管理の4事業を行うこととしております。

次に、エ、いずみの家です。なお、いずみの家では、就労移行支援及び就労継続支援B型、日中一時支援の日中預かり型を実施していることから、それぞれの事業について基本方針及び実施事業について規定しております。

就労移行支援及び就労継続支援B型の基本方針として、記載のとおり5項目を示すとともに、実施事業として内容及び手続の説明及び同意、支援計画の作成、生産活動、工賃の支払い、訓練、実習、求職活動の支援、職場定着のための支援、食事、健康管理の10事業を行うこととしております。

10 ページ、日中一時支援では、記載のとおり基本方針を示すとともに、実施事業として、内容及び手続の説明及び同意、支援の提供、食事、健康管理の4事業を行うこととしております。

最後に、11 ページ、オ、ふれあいの家です。基本方針として、記載のとおり4項目を示すとともに、実施事業として更生相談、機能訓練、社会適応訓練、スポーツ・レクリエーション、創作的活動、ボランティア養成、施設貸出の7事業のほか、その他として声の市政だよりの発行、障害者福祉に関する図書の収集及び貸出事業を行うこととしております。

次に、(2) 安全管理から、12 ページ、(3) 衛生管理等、(4) 相談及び援助、(5) 地域社会との連携及びボランティアの受け入れ、(6) 実習生の受け入れ、(7) 苦情解決、13 ペ

ージ、(8) 利用者からの意見の聴取、(9) 秘密の保持、(10) 身体的拘束等の禁止、(11) 虐待等の禁止及び懲戒権限の濫用禁止、(12) 施設の使用促進、(13) 制度改正等への対応まで、本施設の運営に当たり、必要な条件を規定しております。

次に、7、維持管理です。(1) 維持管理の基本方針として5項目を規定するとともに、(2) 維持管理業務では、ア、施設保守業務、イ、施設設備保守管理業務、ウ、警備業務、エ、清掃業務、オ、植栽等維持管理業務、カ、備品等保守管理業務、キ、修繕業務、ク、駐車場管理業務、ケ、電気需給契約及び電話契約、コ、その他の10項目を、また(3) 実施体制、(4) 指定期間終了時の状態について、それぞれ記載のとおり規定しております。

次に、17ページ、8、管理運営体制です。

まず(1) 職員配置の基準ですが、aでは療育センターの所長を、bでは心身障害児総合通園センターの所長を配置するものとし、cの療育相談所では表の内容を参考に、各職種について必ず配置するとともに、必要な員数を配置することとしております。

18ページ、dのやまびこルームでは、表の内容を参考に、最低基準以上の職員を配置することとしております。

19ページ、eのすぎのこルームでは、表の内容を参考に、提供する支援、サービスごとに最低基準以上の職員を配置することとしております。

20ページ、fのいずみの家では、表の内容を参考に、最低基準以上の職員を配置すること。

21ページ、gのふれあいの家では、表の内容を参考に、必要な員数を配置することとしております。

次に、(2) 職員の雇用等から、(3) 職員の勤務条件等、(4) 職員研修等の実施、(5) 受動喫煙の防止、(6) 個人情報保護及び情報公開、(7) 規程の整備、22ページ、(8) 事業計画書等の作成、(9) 事業報告書等の作成、(10) 保険等、(11) 環境への配慮、(12) 市内産業の振興、(13) 災害時の対応、(14) 関係機関との連絡調整等、(15) 指定期間終了時の引継業務まで、本施設の管理運営体制を整えるに当たり、必要な条件を規定しております。

次に、9、関係法令の遵守等ですが、ここで改めて、関係法令等に従うこと、本市の全市的な方針、施策がある場合は、これを尊重した管理運営を行うことを規定しております。

次に、23ページ、10、指定管理委託料ですが、(1) 指定管理者の収入から、(2) 管理運営経費等、(3) 指定管理委託料の支払い、(4) 口座の管理まで、施設の経理に関する事項を規定しております。

次に、11、行政財産の目的外使用許可ですが、本施設における行政財産目的外使用の許可を行った案件について、表で示しております。

次に、24ページ、12、リスク分担に対する方針は、ごらんの表のとおり規定しております。

最後に、13、その他ですが、(1) 業務継続困難時の対応、(2) その他、施設の管理運営について疑義が生じた場合は、市と協議を行い、決定することを規定しております。

なお、25ページでは、事故報告書の様式を示しております。

管理運営の基準の説明は、以上でございます。

続きまして、27ページ、様式集についてご説明いたします。なお、様式集は3施設共通でございます。

表紙をごらんください。

1、指定申請書関係として12項目、そのうち本市が示した様式により作成するものは9種類、その他、直近1年分の貸借対照表などは写しで可とし、完納証明書や印鑑証明書は原本の提出としております。なお、各証明書類は、指定申請書提出日から3か月以内に発行されたものを使用することとしております。

2、事業計画書関係ですが、事業計画書様式を示し、作成の上、提出するとともに、収支予算書として様式第1号及び第2号を提出することとしております。

次に、事業計画書様式について、ご説明いたします。事業計画書様式の30ページをごらんください。

1、管理運営の考え方から、4、管理運営の体制まで、四つの大項目を規定するとともに、それぞれ小項目を規定しております。なお、小項目のうち、施設別に記載すべき事項や施設管理上、確認すべき事項がある場合、作成上のポイントを示してございます。

まず、1、管理運営の考え方ですが、(1)管理運営の方針として、事業を推進するに当たっての市と指定管理者の関係、公の施設としての事業の推進の方向性などのポイントを踏まえ、記載させるもので、(2)施設使用の条件として、各施設の休館日、開館時間、サービス提供時間、施設使用の公平性確保の方針などのポイントを踏まえ、記載させるものでございます。

次に、2、実施事業の考え方ですが、(1)事業内容として、施設別、サービス別の事業の具体的な手法、支援計画作成の考え方や作成体制などのポイントを踏まえ、記載させるもので、以下、(2)安全管理体制、(3)衛生管理体制及び感染症対策の手法、(4)使用者に係る相談対応及び援助の手法、(5)地域社会との連携及びボランティアの受け入れに関する取組、(6)実習生の受け入れ対応、(7)苦情解決の手法、(8)使用者等からの意見聴取及び管理運営への反映手法、(9)使用者等の秘密保持に関する取組、(10)身体拘束等禁止に関する取組、(11)虐待等防止に関する取組、(12)施設使用促進に関する取組、(13)制度改正等の対応方針まで、13の小項目について記載させるものでございます。

次に、3、維持管理の考え方ですが、(1)建築物の保守管理計画、(2)設備・備品の保守管理計画、(3)警備計画、(4)清掃計画、(5)植栽等の維持管理計画、(6)駐車場の管理計画、(7)維持管理費用縮減に関する取組まで、七つの小項目について記載させるものでございます。

次に、4、管理運営の体制ですが、(1)職員配置として、施設別、サービス別の組織体制を組織図、職員配置に関する表などを記載させるとともに、(2)職員の雇用方針、(3)職員の勤務条件に関する取組、(4)職員の研修計画、(5)受動喫煙防止に関する取組、(6)個人情報保護の取組及び情報公開への対応、(7)保険等の加入、(8)環境配慮に関する取組、(9)市内産業振興に関する取組、(10)災害時の対応方針、(11)関係機関との連絡調整等まで、11の小項目について記載させるものでございます。

次に、31ページ、収支予算書様式第1号ですが、その1、総括表では、療育センター全体の指定管理期間の5年間の収入と支出を、また、その2以降は、施設ごとの5年間の収入と支出を提案させるものでございます。

次に、34ページ、収支予算書様式第2号、管理運営業務の収支内訳書ですが、(1)では療育センター全体を、(2)以降では、施設ごとの5年間の収入と支出を提案させるものでございます。

様式集の説明は、以上でございます。

続きまして、申請団体から提出された指定申請について、ご説明いたします。資料3-2、千葉市療育センターの指定申請の概要についてから、資料3-4、千葉市療育センターの管理運営に関する事業計画書までの資料を使って、ご説明いたします。

それでは、お手元の資料3-2、千葉市療育センターの指定申請の概要についてをごらんください。今回の非公募の申請に当たり、そのポイントとなる部分を申請団体から提出された資料をもとに、四つの項目に分け、まとめた資料でございます。

まず、1、選定概要です。管理運営を行わせる施設の名称等は千葉市療育センター、設置根拠条例は千葉市療育センター設置管理条例、指定管理者の選定方法は非公募、指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間となります。

次に、2、指定申請法人の名称等、及び形式要件の審査状況です。指定申請法人の名称等は社会福祉法人千葉市社会福祉事業団、所在地は中央区千葉寺町1208番地の2、理事長は松本光司でございます。形式要件の審査状況ですが、市から指名停止処分は受けておりません。また、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当せず、最近1年間の市税、法人税、消費税、及び地方消費税に滞納はありません。さらに、暴力団排除措置事由に該当しておりません。

次に、3、事業計画書と管理運営の基準との確認状況です。申請者から提出された事業計画書は、四つの大項目と33の小項目から構成されており、提案された内容と管理運営の基準との反映状況については、ごらんとおりでございます。A3の資料になります。

次に、4、指定期間における収支予算の状況でございます。指定期間における予算は、年度を追うごとに経費の縮減が図られております。

続きまして、申請団体から現に提出された資料として、資料3-3、千葉市療育センター指定管理者指定申請書、資料3-4、千葉市療育センターの管理運営に関する事業計画書を配付させていただいております。また、資料3-5、千葉市療育センターの管理に関する基本協定書（案）については、指定管理者制度を所管しております、行政改革推進課が標準的なひな形として示しているものに、療育センターの特性等を加味して作成したものでございます。

最後に、資料6、指定管理者評価シート及び資料7、指定管理者運営状況確認表につきましては、現在の療育センター、大宮学園、桜木園の管理状況の参考資料として、平成18年度から平成21年度までの各4年分を配付させていただいております。

説明は、以上でございます。

○部会長 ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問、ご意見いただければと思っております。

○委員 少し計画のほうを実績の評価シートと比較させていただきますと、少しコストアップをしているような数字になっておりますが、こういった積算からこうなるのでしょうか。

○大木障害企画課長 指定管理委託料の関係でしょうか。

○委員 そうですね。

○大木障害企画課長 実質的には23年度から27年度にかけて指定管理委託料は減っている、縮減している状況です。

○委員 例えば個別の施設、療育センターですと、評価シートによりますと21年度ですと支出総額4億9千万という数字ですよ。これは最終年度は縮減しているようですので、20年度ですと、5億3千万弱ですが、大体3,000万から3,500万ぐらい、計画の数字は

高い数字になっているんですが、どういう理由かという説明はおありなんですか。

○大木障害企画課長 指定管理者評価シートの18年度から20年度までが21年度の指定管理委託料と比べて高くなっているということでしょうか。

○委員 はい、そうです。

○大木障害企画課長 もともと平成18年度、19年度の収入総額、これが5億6,000万ぐらいになっていると思いますが、結果的に支出総額が決算額になってはいるんですけども、当初、後半が下がっているという部分としては、いわゆるあくまでもその収入総額につきましては指定管理委託料という形で、あくまでも実績ではなくて見込みで委託料を払っているような状況になっていますので、結果的な部分とすれば支出総額が実質額という形になっております。

特に、平成18年から始まったこの指定管理制度なんですけれども、当初なかなか職員の雇用がうまくいかなかった。いわゆる常勤の職員が雇用できなかった部分に対して非常勤できちっとその分は充てたということから、常勤と非常勤によって、その人件費相当の給与が違ってくるということで、幾分か余った部分、結果的には翌年度の指定管理委託料に充当しているような状況でございます。ですから、20年度、21年度、いわゆる支出総額については幾分か少なくなっているような状況になってきております。

○委員 これは経理区分間の支出という項目、と理解してよろしいんでしょうか。

○大木障害企画課長 実質的には、18年度、19年度の委託料が一旦法人のほうに留保されていたような形になっていますので、それを21年度は指定管理委託料のほうに充当していただいたということなので、その分でかなり減額されているという形になります。

今回示した施設ごとの配置基準によって現在の給与に合わせた形で給与等の人件費を見積もっていただいた結果が今、この金額になっております。金額的には、この22年度の委託料とはさほど変わっていない状況でございます。

○委員 これはそうすると、療育センターで申し上げますと、前期までの5年間、毎年3,000万ほどの、いわゆる予定ほどの支出が不要で余った、それは積み立てていたということではよろしいわけですかね。

○大木障害企画課長 そうです。

○委員 それが最終、この21年度以降で数値が上がってる。21年度というのは直近ですので、その辺の人員の面とかは、非常勤ですとか、直近ですとその辺はある程度確保されているらっしゃるのでしょうか。

○大木障害企画課長 実態として確保はしているんですけども、雇用形態としてどうしても常勤でなかなかドクターが雇えないとか、そういったこともございまして、配置基準上は必ずどこかが必要という形になりますので、非常勤でどうにか常勤換算で1人という形で雇用しているという。今現在についても、まだ雇用ができていないということなんです。

○委員 今現在は。

○大木障害企画課長 そうですね。ドクターについてはなかなか難しいというふうに思います。

○委員 この三つの施設間のフィールドの区分というのは、これはしっかりやられているということですか。

○大木障害企画課長 そうです。

○委員　　今、事業計画書をざっと見ているんですけど、まず施設の、さっきの消防の関係で、防火管理者というのはだれになっているんでしょうか。それがちょっと見ていてわからなかった。災害の関係で。ちょっと事業計画書をさらさら見て、公衆の入る施設だから消防法の適用だと思うんだけど。

○大木障害企画課長　施設ごとに防火管理者を定めております。必ず施設長になるというわけではないので、主任指導員とか、そういった方々が防火管理者となって、きちっと管理をしている状況です。これは各施設ごとに担当がいる形となっております。

○委員　　事業計画書の59ページ以降に人件費が示されていますが、その中で62ページ、いずみの家の所長が週平均0.5ということで19.375時間で1,100万円の人件費というふうに理解していいですか。それとも、どこかの常勤と再掲の形で1,100万円という理解でいいですか。B型と兼務という理解でいいですか。

○大木障害企画課長　そうですね。兼ねているということです。

○委員　　就労移行支援の所長という役職と就労継続支援B型の所長という役職を二つ兼ねていらっしゃる。

○大木障害企画課長　そうです。

○委員　　それぞれ所長を置くという。名目上それぞれに所長がいらっしゃるという形になる。

○大木障害企画課長　そうです。管理者という形です。

○委員　　別の施設としての管理ということ。

○大木障害企画課長　そうですね。

○委員　　どういう理解でしょう。兼務というのは、だから本来2人いるはずを1人で兼務しているという理解ではなく。

○大木障害企画課長　ただし、兼務をできる、支障がなければ兼務はオーケーという形になりますので、実態としては1人で。

○委員　　実態としては1人。これらが積算の根拠の数字になっているということ。

○大木障害企画課長　はい、そうです。

○委員　　経理区分間繰入金支出と会計単位間繰入金支出というのは、どのような性格のものなのか、ちょっとこれだけですと、結構な金額に、三施設ありますが。

○鎗田保健福祉総務課長　すみません。明確には申し上げきれませんが、事業団としては所帯が大きくて、本部機能と療育センターを初め、いろんな各施設があるわけですね。桜木園、大宮学園、それ以外にもいきいきプラザとか、そういうものがありまして、そのいわゆる間のやつがどっちだったか。本部人件費等に係るものがどっちだったか。

○委員　　いわゆる本部機能をこういった部門別に把握していらっしゃる、というような位置づけでよろしいんですね。

○大木障害企画課長　そうですね。各施設別の本部経費を持っているような形ですね。

○委員　　すみません。人件費が気になってしまうんですが、これは法定福利費とかも含めた金額という理解なのか、直接ご本人に支給される金額という理解なのか、どちらなのでしょう。人件費という中に含まれているものは、本人に支払われる給料に含めて法定福利費ですとか労働安全に関する経費ですとか、そういうものを含めた経費なのか、それとも本人様に賃金として支払われる金額なのか。一般の社会福祉法人の施設の給与から考えると、相当に高額な金額に見えるんですね、この金額は。通常、老人施設とか児童施設の職員は、このような金額

の給与は支給されていませんので。だとすると、指定管理料の委託料の中身まで我々の審査が及ぶのかどうか分かりませんが、この金額を見せられて、ちょっと驚いてしまうところがありまして、どこまで含んでいるのかなど。退職給与引当金まで含んで、この計算になっているのか。

○大木障害企画課長 はい。療育センターの管理運営に関する事業計画書の74ページですね。こちらのほうに人件費ということで本給とか諸手当、退職共済掛金、法定福利費という形で入っている、これが人件費相当ということでございます。

○委員 社会保険料事業主負担を含んだ金額ということですね。

○大木障害企画課長 そうですね。

○委員 福利厚生費等は含んでいないという事務費。

○大木障害企画課長 福利厚生費も入っているはずですよ。

○委員 福利厚生費は事務費。人件費ではなく事務費。

○大木障害企画課長 法定福利費は社会保険料とか年金の関係でしようけれども、福利厚生費は事務費ということで一番上に載っています。

あと、もともと社会福祉事業団の給与なんですけれども、千葉市の給与表にのっかって賃金を決めて、給与を決めているという形になっていますので、そこで、比べていくと、ここはちょっと高いという部会長の言われたような話も出るのかなという感じだと思いますけど。

○委員 委託管理料まで我々の審査の対象かどうかということもありますので、そこは審査対象外と理解したほうがいいですか。

○大木障害企画課長 全体の指定管理委託料としてみれば、あくまでも縮減が図られているというところも一つの選定というか、審査の項目にはなってくると思います。

○委員 給与規定にかかわることですから、外部から余り物が言いにくいところはあるんですが。ただ、通常の民間社会福祉法人に比べると相当に高額だなという感想は持ちますけども。

そういうのと一方で、すぎのこルームの常勤の保育士さんで274万2,000円という方が、随分とどういう給与体系になっているのかと。11ページを見ると、この方だけずっと低いと、どういうことなのかと若干の疑問も持ったりもするんですが。同じ保育士さんでも3倍の給与差があるというのが同じ職場の中にあるというのは、同じ賃金体系とはなかなか思えにくい。幾ら若い保育士でも。

○大木障害企画課長 これとは、この方が再雇用なんです。

○委員 再雇用。常勤というけど、いわゆる嘱託職員みたいな形の方なんですな。

○大木障害企画課長 そうですね。一たん退職されて、再雇用という形である程度給与が削減されている形です。

○部会長 そういうことで。はい、わかりました。

そのほか、いかがでしょうか。

○委員 少しよろしいでしょうか。40ページの苦情解決の流れのところの中で。第三者委員さんが2名載っておられますけど、これは各施設を利用していらっしゃる利用者さんにはどういう形で知らされているのでしょうか。契約書の中にですか。

○大木障害企画課長 サービスを受けるための契約書の中に載ってきます。

○委員 それ以外は、例えば先ほど特に入り口に、この方が第三者委員ですとかというような表示とか、そういうものは無かったと思うのですが。

○大木障害企画課長 それは契約書の中でうたっているはずですが。ですから、施設の入り口に掲示としては載せていないです。施設の関係ですと苦情受付担当者とか、そういった方々は施設の入り口に掲示する、これはもう義務がありますのできちっと掲示していただきます。けれども、第三者委員の方については契約書の中で示しているという状況です。

○委員 やっぱり苦情というのは、苦情受付担当者等がいても、なかなか継続して利用している方は言いづらいということがあって、第三者委員の働きを結構最近では重要視しているんですね。第三者委員会が書類の中に明記されているだけではなくて、逆に実際にその施設を訪問したりして直接利用者と触れ合う中で隠れた苦情を吸い上げるというようなことが各地、各事業所で最近行われるようになってきているんですね。そういう意味で、顔の見えない人に相談できるかというとは実はできないということがあって、私がかかわっている別の社会福祉法人でも最近、顔写真とかを明記して。ですから、潜在的な苦情をやっぱりいかに吸い上げる努力をするかというところが、少しまた検討をしていただければいいかなと思います。

○大木障害企画課長 特に、県の運営適正化委員会などを使ってとか、弁護士さんとかですか。

○委員 ではなくて、一般の社会福祉法人です。訪問介護事業、あるいは介護老人福祉施設、それから自立支援法の居宅介護事業等で行っています。

○部会長 いかがでしょうか。千葉市療育センターにかかわる事業計画等については、以上でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長 では、千葉市療育センターについては終了いたします。

続きまして、大宮学園について事務局より説明をお願いいたします。

○大木障害企画課長 それでは、次に、大宮学園について、ご説明いたします。まず、本市が指定管理者に求める基準について、ご説明いたします。

それでは、お手元の資料4-1、千葉市大宮学園の指定管理に係る管理運営の基準及び様式集をごらんください。

大宮学園の管理運営の基準は、1、趣旨から、13、その他まで13項目で構成されております。なお、1、趣旨から、5、使用の条件までは、先ほどご説明いたしました施設の概要とほぼ同様ですので説明を割愛させていただき、3ページ、6、事業実施から主な内容について説明をさせていただきます。

(1) 事業実施の基本方針及び事業内容ですが、大宮学園を構成する施設ごとに、指定管理者が従う基本方針を示すとともに、実施事業について規定しております。

まず、ア、ひまわりルームです。なお、ひまわりルームでは、知的障害児通園施設支援、日中一時支援の日中預かり型を実施していることから、それぞれの事業について、基本方針及び実施事業について規定しております。

知的障害児通園施設支援の基本方針として、記載のとおり5項目を示すとともに、実施事業として、内容及び手続の説明及び同意、施設支援計画の作成等、指導・訓練、食事、社会生活上の便宜の供与及び家族との連携、健康管理、送迎の7事業を行うこととしております。

4ページ、日中一時支援では、記載のとおり基本方針を示すとともに、実施事業として、内容及び手続の説明及び同意、支援の提供、食事、健康管理の4事業を行うこととしております。

次に、イ、たけのこルームです。なお、たけのこルームでは、肢体不自由児通園施設支援、

児童デイサービス、日中一時支援の日中預かり型を実施していることから、それぞれの事業について、基本方針及び実施事業について規定しております。

肢体不自由児通園施設支援の基本方針として、記載のとおり6項目を示すとともに、5ページ、実施事業として、内容及び手続の説明及び同意、施設支援計画の作成等、指導・訓練、食事、社会生活上の便宜の供与及び家族との連携、健康管理、送迎の7事業を行うこととしております。

児童デイサービスの基本方針として、記載のとおり4項目を示すとともに、実施事業として、内容及び手続の説明及び同意、支援計画の作成、支援の提供、食事の4事業を行うこととしております。

6ページ、日中一時支援では、記載のとおり基本方針を示すとともに、実施事業として、内容及び手続の説明及び同意、支援の提供、食事、健康管理の4事業を行うこととしております。

次に、(2)安全管理から、7ページ、(3)衛生管理等、(4)相談及び援助、(5)地域社会との連携及びボランティアの受け入れ、(6)実習生の受け入れ、(7)苦情解決、(8)利用者からの意見の聴取、(9)秘密の保持、8ページ、(10)身体的拘束等の禁止、(11)虐待等の禁止及び懲戒権限の濫用禁止、(12)施設の使用促進、(13)制度改正等への対応まで、本施設の運営に当たり、必要な条件を規定しております。

次に、7、維持管理です。

(1)維持管理の基本方針として、5項目を規定するとともに、(2)維持管理業務では、ア、施設保守業務、イ、施設設備保守管理業務、ウ、警備業務、エ、清掃業務、オ、植栽等維持管理業務、カ、備品等保守管理業務、キ、修繕業務、ク、駐車場管理業務、ケ、電気需給契約及び電話契約、コ、その他の10項目を、また、(3)実施体制、(4)指定期間終了時の状態について、それぞれ記載のとおり規定しております。

次に、12ページ、8、管理運営体制です。

まず、(1)職員配置の基準ですが、aでは大宮学園の学園長を、bのひまわりルームでは表の内容を参考に、最低基準以上の職員を配置することとしております。

13ページのcのたけのこルームにおいても、表の内容を参考に、最低基準以上の職員を配置することとしております。

次に、14ページ、(2)職員の雇用等から、(3)職員の勤務条件等、(4)職員研修等の実施、(5)受動喫煙の防止、(6)個人情報保護及び情報公開、(7)規程の整備、(8)事業計画書等の作成、(9)事業報告書等の作成、(10)保険等、15ページ、(11)環境への配慮、(12)市内産業の振興、(13)災害時の対応、(14)関係機関との連絡調整等、(15)指定期間終了時の引継業務まで、本施設の管理運営体制を整えるに当たり、必要な条件を規定しております。

次に、9、関係法令の遵守等ですが、ここで改めて関係法令等に従うこと、本市の全市的な方針、施策がある場合は、これを尊重した管理運営を行うことを規定しております。

次に、16ページ、10、指定管理委託料ですが、(1)指定管理者の収入から、(2)管理運営経費等、(3)指定管理委託料の支払い、(4)口座の管理まで、施設の経理に関する事項を規定しております。

次に、11、行政財産の目的外使用許可ですが、本施設における行政財産目的外使用の許可を行った案件について、表で示しております。

次に、17ページ、12、リスク分担に対する方針は、ごらんの表のとおり規定しております。

最後に、13、その他ですが、(1)業務継続困難時の対応、(2)その他、施設の管理運営について疑義が生じた場合は、市と協議を行い、決定することを規定しております。

なお、18ページでは、事故報告書の様式を示しております。

管理運営の基準の説明は、以上でございます。

なお、様式集は3施設共通のため、説明を割愛させていただきます。

続きまして、申請団体から提出されました指定申請について、ご説明いたします。

資料4-2、千葉市大宮学園の指定申請の概要についてから、資料4-4、千葉市大宮学園の管理運営に関する事業計画書までの資料を使って、ご説明いたします。

それでは、お手元の資料4-2、千葉市大宮学園の指定申請の概要についてをごらんいただきたいと思います。療育センターと同様に、非公募のポイントを四つの項目に分け、まとめた資料でございます。

まず、1、選定概要です。管理運営を行わせる施設の名称等は千葉市大宮学園、設置根拠条例は千葉市大宮学園設置管理条例、指定管理者の選定方法は非公募、指定管理期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間となります。

次に、2、指定申請法人の名称等、及び形式要件の審査状況ですが、療育センターと同じ法人ですので、説明は割愛させていただきます。

次に、3、事業計画書と管理運営の基準との確認状況です。申請者から提出された事業計画書において提案された内容と、管理運営の基準との反映状況については、ごらんのとおりでございます。

次に、4、指定期間における収支予算の状況です。指定期間における予算は、おおむね同規模の予算となっております。

続きまして、申請団体から現に提出された資料として、資料4-3、千葉市大宮学園指定管理者指定申請書、資料4-4、千葉市大宮学園の管理運営の関する事業計画書を配付させていただいております。

また、資料4-5、千葉市大宮学園の管理に関する基本協定書(案)については、指定管理者制度を所管しております、行政改革推進課が標準的なひな形として示しているものに、大宮学園の特性を加味して作成したものでございます。

説明は、以上でございます。

○部会長　ただいまの事務局の説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○委員　職員の配置のところで34ページを見ますと栄養士さんが配置されているんですけど、これは管理栄養士さんでいらっしゃるんですか。それとも、ただの栄養士さんですか。

○大木障害企画課長　大変申し訳ございません、ちょっとそこまでの確認はしておりません。

○委員　たけのこルームのほうの献立も、この栄養士さんがおつくりになるんですよね。兼務されてるんですからね。

○大木障害企画課長　そうですね。

○委員　肢体不自由のお子さんがいたりとなると、できれば管理栄養士さんのほうが望ましいのかなとは思いますが。

○大木障害企画課長　特に、たけのこルームの利用者については、いろんな食事ですね。ペ

ーストとか、刻み食とか、そういった部分での食事提供と聞いております。

○委員 基準にするかどうかは別として、できれば管理栄養士さんの配置がいただけたほうがよいのかなと。

先ほどと同じですけど、どうもやっぱり民間社会福祉人と比較すると大分人件費コストが高いので、これは意見ということになるのか何になるのかよくわかりませんが、管理委託料のところでもう少しお考えになっていただいてもよいのかなという意見というか、我々の権限を越えることであれば、まさに所感としか言いようがありませんと思いますが。

大宮学園の18年度から21年度までの支出総額と、この指定管理委託料を見ると、直近3年間の支出、どの年よりも23年度以降のほうが高い金額になっているのですが、直近3年の金額より高いのをあえて設定されているのは何故かなと。何か事業なりを拡大する。ということなのか、何か別に理由があるのか。

人員配置を例えばするということであれば、それはそれで理解はできるのですが、何かあるのでしょうか。

○大木障害企画課長 今、おっしゃったのは、指定管理者評価シートに大宮学園の直近3年分の支出総額が、今回23年度から27年度までの指定管理委託料より低いということですよ。

○委員 何か機能強化に伴って支出がふえるというのであれば非常に素直に理解ができるのですが、何があって高いのでしょうか。

○大木障害企画課長 これ、21年度はかなり低くなっていますよね。20年度は2億6,100万。ですから、今回の提案されている2億7,000万。

○委員 2億7,000万ですね。

○大木障害企画課長 公募と違って非公募の場合、これをイコールで、市のほうで予算をつけるわけではないんですね。ここから査定が入ります。

○委員 ああ。

○大木障害企画課長 ですから、そういった面では一定の査定をした後に、予算をつけていただいて、指定管理委託料として委託契約をしていくという形にはなっております。

○委員 ということは、ここに記載があるのは大宮学園のほうで希望している額という理解でいいですか。

○大木障害企画課長 そうですね。

○委員 こは収入として上がっている指定管理委託料は、これは確定金額ではなくて、これから市のほうで査定してということですね。

○大木障害企画課長 確かに大宮学園で保育士の配置を、常勤の保育士をさらに配置してほしいという要望がずっと上がっているんですけども、なかなか常勤保育士が配置できない。

また、予算上は人件費相当でその分を確保したけれども、結果的には非常勤という形になってしまうので、支出総額としてはかなり下がってしまうというふうになっております。

○委員 わかりました。本来、得たい職員が得られなくて予算が余ったという形になっているということですね。

○大木障害企画課長 そうですね。

○委員 本来の配置をすればこのぐらいの金額になるだろうというのが今上がってきている数字だと。わかりました。

○委員 事業計画書ですと、歯科健診、歯科医師さんのことも書かれているんですが、これは外部からということなんですかね。特に歯科医師さんは載っていないと。10ページのところでですね。10ページ11ページの口腔衛生指導、歯科検診その他いろいろ。

○委員 内部の歯科を使って。

○委員 ということなんですかね。常勤とか非常勤とか特に載ってなかったと思うんですが。訪問歯科医さんでも契約されているのかと。

○大木障害企画課長 嘱託医師を使ってお願いしている状況です。

○委員 嘱託医師。言っちゃなんですけどオールマイティだから、それはやってもいいんだろうとは思いますが、普通。

○大木障害企画課長 実態としては、嘱託医師にお願いしている状況です。ただ、ちょっとここに、ひまわりルームなんか、その医師の表示がないということなんで、嘱託医師として給与で払っているわけではなく、報酬か何かで払っている部分なのかなとは思っています。

○委員 そうなんです。そこがどういう関係なのかがちょっと。

○委員 ものすごく細かいことで、すみません。19ページなんですけど、実習生の受け入れというところがありまして、帝京平成大学から介護実習に学生さんが来ていると。対応職種が社会福祉士では、これは介護福祉士法上まずいので、誤植ではないかと。介護実習ということは、恐らく介護福祉士の実習ですから、それを社会福祉士が指導したとなると介護福祉士の養成規則上、矛盾をしますので、これは確認をしていただいて、もしかしたら誤植ではないかなと。

○大木障害企画課長 わかりました。確認させていただきます。

○部会長 ほか、いかがでございますか。よろしいでしょうか。

○委員 ちょっと細かいことを聞きますが、これは指定管理委託料というのは5年間の契約の中で、毎年取り決めるということになっているようですけども、この管理者評価シートを拝見しますと、大体最初の4年間ぐらいは、ある程度事業団のほうに近づけて、収支報告を終えた結果、5年後にはある程度調節をされるというような格好で運営されているという理解をしてよろしいでしょうか。だいたい、5年目のところで委託管理料について、安くしていらっしゃるご様子なので。

○鎗田保健福祉総務課長 これは、たまたま21年度は、そういう意味では委託料相殺、先ほど言ったように、18年からの指定管理者の中で余剰金が発生した関係がありまして、それと相殺の関係で。

○委員 わかりました。

○鎗田保健福祉総務課長 普通は余りないんですけど、たまたまちょっと特殊な要因があったもので。

○大木障害企画課長 ただ、先ほどちょっとお話しした、どうしても雇用すべき専門職がうまく雇用できなかった。そういった関係からは人件費相当が余ることなので、当初の予算額よりは実績が下がるという形になります。

○部会長 では、千葉市大宮学園にかかわる事業計画等については、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長 それでは、以上で終了させていただきます。

続きまして、千葉市桜木園について、事務局より説明をお願いいたします。

○大木障害企画課長 それでは、次に桜木園について、ご説明いたします。

まず、本市が指定管理者に求める基準について、ご説明いたします。

それでは、お手元の資料5-1、千葉市桜木園の指定管理に係る管理運営の基準及び様式集をごらんください。

桜木園の管理運営の基準は、1、趣旨から、13、その他まで、13項目で構成されております。なお、1、趣旨から、5、使用の条件までは、先ほどご説明いたしました「施設の概要」とほぼ同様ですので、説明を割愛させていただき、3ページ、6、事業実施から、主な内容について説明させていただきます。

(1)の事業実施の基本方針ですが、指定管理者が従う五つの基本方針を規定しております。

(2)実施事業ですが、ア、重症心身障害児施設支援では、内容及び手続の説明及び同意、施設支援計画の作成等、指導・訓練、食事、入浴、社会生活上の便宜の供与及び家族との連携、健康管理の7事業を行うこととしております。イ、短期入所では、内容及び手続の説明及び同意、支援の提供、入浴、食事、体験入所の5事業を行うこととしております。

4ページ、ウ、日中一時支援の日中預かり型では、内容及び手続の説明及び同意、支援の提供、食事、健康管理の4事業を行うこととしております。エ、重症心身障害児(者)通園事業では、個別計画、相談・助言、保護者との連絡、食事、健康管理、送迎の6事業を行うこととしております。オ、障害児等療育支援では、訪問療育相談、訪問健康診査等、外来療育相談、施設支援一般指導の4事業を行うこととしております。

次に、5ページ、(3)安全管理から、(4)衛生管理等、(5)相談及び援助、(6)地域社会との連携及びボランティアの受け入れ、6ページ、(7)実習生の受け入れ、(8)苦情解決、(9)使用者からの意見の聴取、(10)秘密の保持、(11)身体的拘束等の禁止、(12)虐待等の禁止及び懲戒権限の濫用禁止、(13)施設の使用促進、(14)制度改正等への対応まで、本施設の運営に当たり、必要な条件を規定しております。

次に、7ページ、維持管理です。

(1)維持管理の基本方針として5項目を規定するとともに、(2)維持管理業務では、ア、施設保守業務、イ、施設設備保守管理業務、ウ、警備業務、エ、清掃業務、オ、植栽等維持管理業務、カ、備品等保守管理業務、キ、修繕業務、ク、駐車場管理業務、ケ、電気需給契約及び電話契約、コ、その他の10項目を、また(3)実施体制、(4)指定期間終了時の状態について、それぞれ記載のとおり規定しております。

次に、10ページ、8、管理運営体制です。

まず、(1)職員配置の基準です。11ページ、ア、重症心身障害児施設支援、日中一時支援の日中預かり型、重症心身障害児(者)通園事業では、ごらんの表の内容を参考に、提供する支援別に最低基準以上の職員を配置することとしております。イ、障害児等療育支援ですが、

(ア)訪問療育相談事業、外来療育相談事業及び施設支援一般指導事業については、療育支援員を配置することとし、(イ)訪問健康診査等事業については、療育支援員を配置するとともに、家庭訪問に当たり、同行する医師、看護師及び保健師を配置することとしております。

次に、(2)職員の雇用等から、(3)職員の勤務条件等、12ページ、(4)職員研修等の実施、(5)受動喫煙の防止、(6)個人情報保護及び情報公開、(7)規程の整備、(8)事業計画書等の作成、(9)事業報告書等の作成、(10)保険等、(11)環境への配慮、13ページ、(12)市内産業の振興、(13)災害時の対応、(14)関係機関との連絡調整等、(15)

指定期間終了時の引継業務まで、本施設の管理運営体制を整えるに当たり、必要な条件を規定しております。

次に、9、関係法令の遵守等ですが、ここで改めて関係法令等に従うこと、本市の全市的な方針、施策がある場合は、これを尊重した管理運営を行うことを規定しております。

次に、10、指定管理委託料ですが、(1)指定管理者の収入から、(2)管理運営経費等、(3)指定管理委託料の支払い、(4)口座の管理まで、施設の経理に関する事項を規定しております。

次に、14ページ、11、行政財産の目的外使用許可ですが、本施設における行政財産目的外使用の許可を行った案件について、表で示しております。

次に、15ページ、12、リスク分担に対する方針は、ごらんの表のとおり規定しております。

最後に、13、その他ですが、(1)業務継続困難時の対応、(2)その他、施設の管理運営について疑義が生じた場合は、市と協議を行い、決定することを規定しております。

なお、16ページでは、事故報告書の様式を示しております。

管理運営の基準の説明は、以上でございます。

なお、様式集は、3施設共通のため、説明は割愛させていただきます。

続きまして、申請団体から提出された指定申請について、ご説明いたします。資料5-2、千葉県桜木園の指定申請の概要についてから、資料5-4、千葉県桜木園の管理運営に関する事業計画書までの資料を使って、ご説明いたします。

それでは、お手元の資料5-2、千葉県桜木園の指定申請の概要についてをごらんください。他の施設と同様に、非公募のポイントを四つの項目に分け、まとめた資料でございます。

まず、1、選定概要です。管理運営を行わせる施設の名称等は千葉県桜木園、設置根拠条例は千葉県重症心身障害児施設設置管理条例、指定管理者の選定方法は非公募、指定期間は平成23年4月1日から28年3月31日までの5年間となります。

次に、2、指定申請法人の名称等、及び形式要件の審査状況ですが、他の施設と同じ法人ですので、説明は割愛させていただきます。

次に、3、事業計画書と管理運営の基準との確認状況です。申請者から提出された事業計画書において提案された内容と管理運営の基準との反映状況については、ごらんとおりでございます。

次に、4、指定期間における収支予算の状況です。指定期間における予算は、おおむね同規模の予算となっております。

続きまして、申請団体から現に提出された資料として、資料5-3、千葉県桜木園指定管理者指定申請書、資料5-4、千葉県桜木園の管理運営に関する事業計画書を配付させていただいております。また、資料5-5、千葉県桜木園の管理に関する基本協定書(案)については、指定管理者制度を所管しております、行政改革推進課が標準的なひな形として示しているものに、桜木園の特性等を加味して作成したものでございます。

説明は、以上でございます。

○部会長 はい。ただいまの事務局からの説明に対しまして、何かご意見、ご質問等あればお願いいたします。

○委員 県内に重症心身障害児施設というのは幾つぐらいあるんですか。

○大木障害企画課長 5施設です。市内ですと桜木園と、県のリハビリテーションセンターの中に陽育園、太陽の陽の陽育園ですね。それと仁戸名の千葉東病院、四街道の下志津病院、それと旭市になりますが、聖母療育園、この五つになります。

○委員 桜木園を利用しているお子さんは他の重症心身障害児施設のお子さんに比べて、やはり障害が重いということはありませんか。それとも、ほかの施設とも余り特段の変わりはないという。

○大木障害企画課長 それは同じ重症心身障害児施設同士を比べた場合ですか。

○委員 はい。

○大木障害企画課長 桜木園は医療法に基づく施設ではあるんですけども、やはり病院併設ではないので、超重心はちょっと受け入れが厳しいと思います。

○委員 すみません。4ページのところから、オの障害児等療育支援の中の(エ)施設支援一般指導ということで、こちらが児童デイサービスというのをを行う施設で、職員を派遣し、障害児等の療育に関する技術の指導を行うことということで、非常に積極的な姿勢が見えてくるんですけど、実際には職員の方はどうなんですか。結構これは頻繁に行われていることなんでしょうか。

○大木障害企画課長 本来ですと、そういった重心の方々を見ているような専門の職員に対して、桜木園の指導員が出向いて行って指導しておくということと思うんですけども、実態としては、結果的にはまだほとんど実績がないということです。

○委員 はい。じゃあ、今後5年間に期待していくと。

○大木障害企画課長 そうですね。もうちょっと今の職員体制を踏まえた中でそういった部分、もちろん桜木園自体で小児科医が常勤で、施設長なんですけどそのほかに非常勤の小児科医が現在雇用されています。この非常勤の方が常勤になって、常勤の小児科医が2人になると大分そういった施設内の部分、もちろん短期入所とか、あるいは通園事業で使っている方々を主に訪問診療とかという部分で、あるいは訪問診査という形でですね、ドクター共々、看護師と一緒に各家庭が回れるのかなというふうに思っておりますので。特に小児科医の常勤雇用を今後進めていきたいというふうに考えております。

○委員 やはり、桜木園で培われた支援の仕方が、児童デイサービスも最近ふえてきつつありますし、そういうところにそういうノウハウが活用されると望ましいのかなと、この文章を見た時にすごく意欲的な部分を感じ取らせていただいたので、ぜひ実現をお願いできたらと思います。

○委員 同じ資料の11ページなんですけど、イのところには障害児等療育支援というのがありまして、その中に、療育支援員を配置すること、という部分の記述があるんですけど、職員のこちらの事業計画書のほうを見ると、療育支援員という職種が出てこないのですが。これはどこかの職種の方が療育支援員という形で業務をなさるということですかね。それとも在宅支援のこの看護師さんが療育支援員ということなんでしょうか。この看護師さんが療育支援員という。

○大木障害企画課長 今見ていただいた29ページ、一番下に在宅支援という赤い帯がありまして、その下に看護師、担当としましては入所、在宅支援に関することとありまして、この方が支援員となります。

○委員 配置を守られているということですね。

○大木障害企画課長 そうです。

○委員 基本的なことですが、こちらのほうを利用されている入所している方々も、いわゆる過齢児と言われる方々ですか。

○大木障害企画課長 そうですね。もともと児童福祉法に基づく児童の施設ではあるんですけども、いわゆる入所自体は18歳未満で入所するんですけども、18歳を超えて、者の施設で行く場所がない。特に者の施設ですと身体障害者の療護施設が該当するかと思いますけれども、やはりもっと重いということもございまして、結果的には過齢児という形で30代、40代の方もですね、現在の桜木園には入所しているということになります。

○委員 施設さんによっては、ほとんどもう18歳未満はないという重心さんもありますけど、それほどでもないですかね。半々ぐらいですか。

○大木障害企画課長 ただ、平均年齢的には桜木園も33.1歳ということもございまして、現在、50人定員の49人入所しているんですけども、たしか18歳未満の人数が6人という。

○委員 あんまり質問できないんですけど、身体拘束等のストレスを少なくする取り組みをしているというんですけど、実情は身体拘束をやることというのはかなり多いんですか。ほとんどないですか。

○大木障害企画課長 ほとんどないと思います。

○委員 わかりました。

○大木障害企画課長 本当に重度の身体障害と重度の知的障害を重複している方たちですので、24時間大体ベッドの上にいるという状況なんですけど。天気のいいときはダイルームに行ったりなんかしますけども、ほとんど居室にいる時間が長い、ベッドの上で過ごしている時間がほとんどですので、そこで強制的というのは、ほとんどない状況ですね。

○委員 いや、私どもの病院では、やっぱり病院の機能評価なんかのときに、やっぱり拘束しなきゃいけない人もいるわけですよ、いろんな科で。その基準というのは、かなりうるさいとか細かくて、基準をかなり決めていて、こういう状態だとこういうふうにして、この時間はいいとかという、何か非常に細かく決まっているものですから。実際なれば問題ないんですけども。

○大木障害企画課長 そうですね。本当に着替えから、あとオムツの替えとか、食事に、看護師がマンツーマンで、あるいは介護士がつくような形になりますので。あと、場合によってはベッドに柵がありますので。ある程度の高さ、普通の高さより高いという柵がございまして、ベッドから落ちてしまうといった危険もございまして、転落防止等ある一定の高さで処遇しているときもございまして。

○部会長 いかがでしょうか。

○委員 これまで3施設の安全管理体制のところでは危機管理計画等もすごくきちんと整えられています。やっぱりひとたび災害が起きたときに、どの施設を利用している方でも同様の災害弱者だとか。そういう意味では避難訓練とか消火訓練というのは今まで聞いてきたところでは年12回、ということは毎月行われているということですね。あと危機管理計画ですが、やっぱり立派なものがつくられていると同時に、これは皆さんに周知をされていますよね。職員の一一人ひとりに。

○大木障害企画課長 もちろん周知はされているはずですよ。

○委員 それは、例えば新採用なんかがあったときには、必ずこういうものの説明とかはさ

れるのでしょうか。採用時、あるいは年に1回。

○大木障害企画課長　いわゆる職員間の徹底をしているという。

○委員　そうですね。組織図がきちっとありますが、職員の一人一人にこれが頭にきちっと入っているか。

○大木障害企画課長　危機管理マニュアルとして、職員一人一人がちゃんと頭に入れて行動しているかということですね。そういった計画、その研修についても特に新規採用の職員について徹底を図っているというふうには聞いております。

○委員　やっぱり人間なので、一度聞いただけではなかなか、ということがあるかなと思うんです。そういう意味では毎年、年に1回ぐらいきちんとその辺の周知徹底が、必要です。いいものをつくったら、それが運用されないと。

○大木障害企画課長　そうですね。マニュアルを渡しただけで終わるとのことだと非常に危険性がありますので、マニュアルに沿って、きちっと指導していくことが大切だと思います。

○部会長　いかがでしょうか。よろしいですか。

○委員　危機管理マニュアルに関連して。災害と事故編で作られていて大変わかりやすいと思うんですが、通常、似たような施設だと、教育関係だと幼稚園とか保育園、小学校も含めて、その他もう一つ不審者対策があるんですよね。災害の危機マニュアル。その辺はつくらないんですか、こういう施設は。

○大木障害企画課長　療育センターは市民一般の方が入れるような形で、1階に全体の事務を所管する事務室があると。やはりある程度市民の方が自由に入れるようにしているというのはあるんですけど。大宮学園とか桜木園については特定の方しか利用できないというのがございますので。必ずその建物にはですね、事務室を設けて、施設に入ってくる入所する方たちを日々管理をしている、という状況でございます。夜は、もちろん桜木園については24時間体制ですから、警備員を雇っています。安全管理を図っているという状況です。

○委員　いわゆる防災宿直の方ですかね。警備員。

○大木障害企画課長　防災も含めて、施設の内外の警備はしてくれます。

○部会長　では、千葉市桜木園にかかわる事業計画等については、以上でよろしいですかね。

(異議なし)

○部会長　それでは、以上とさせていただきます。

以上で、議題(3)の申請団体の事業計画についてを終了させていただきますが、事務局におかれましては、本部会で各委員から示された意見等を十分に考慮していただいて、今後の当該指定管理予定候補者との管理運営業務にかかわる協議の中で反映させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に、議題(4)の今後の予定についてに入ります。事務局より説明をお願いいたします。

○大木障害企画課長　それでは、議題の(4)今後の予定について、ご説明いたします。それでは、お手元の資料8「今後の予定について」をご覧ください。

第2回障害者施設部会、11月12日ですが、本日の会議を示しております。

本日以降のスケジュールですが、仮協定締結を平成23年1月中旬に、指定議案の提出を2月に、市議会での議決後の3月に基本協定の締結を予定しております。

説明は、以上でございます。

○部会長 何かご質問はございますか。

(発言なし)

○部会長 ご発言がなければ、以上で議題（４）今後の予定についてを終了いたします。

皆様方のご協力をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、平成２２年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、第２回障害者施設部会を閉会といたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

○湯川保健福祉総務課長補佐 長時間にわたり、慎重なご審議をいただき、どうもありがとうございました。

ここで、事務局より２点ほど報告事項のほうがございます。

まず１点目でございますが、議事録を作成する関係で、後日、内容のほうを確認させていただく予定であります。案を作成次第、ご連絡申し上げますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

２点目でございますが、次回の開催でございますけれども、千葉市福祉作業所の選定に係る部会を１２月２１日火曜日、時間帯は午後を予定しておるんですけれども、こちらにつきましても開催日が近づきましたら改めて事務局からご通知申し上げますので、どうぞよろしくお願いたします。

○部会長 １時からの予定ですよ。２１日。

○鎗田保健福祉総務課長 午後で、応募の状況によって若干ずれますが。一応１時から予定です。後ろは当然応募の状況によって違ってきますが。

○湯川保健福祉総務課長補佐 それでは、委員の皆様におかれましては、本当に本日はどうもお忙しい中、ありがとうございました。これもちまして、会議のほうを終了させていただきます。